

三陸復興国立公園（南三陸金華山地域）の 公園区域及び公園計画の変更〔一部変更〕に関する 意見の募集（パブリック・コメント）について

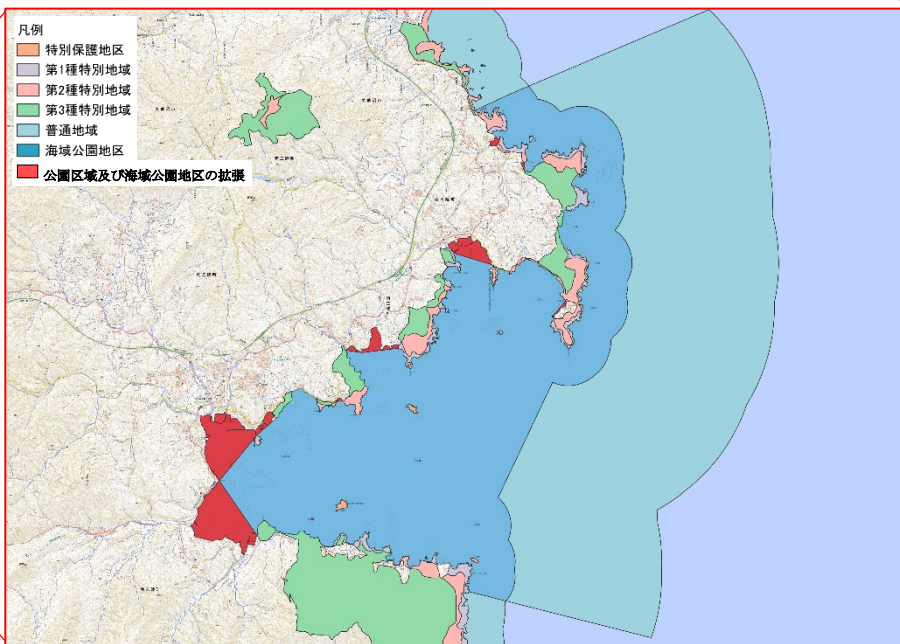
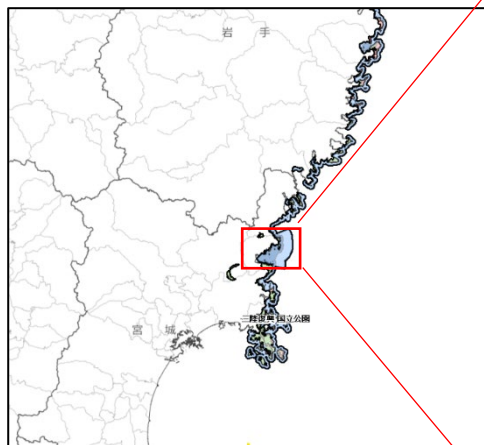
■背景

三陸復興国立公園は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町にかけての海岸線及び同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域と、岩手県久慈市から宮城県石巻市牡鹿半島までの海岸線沿いに位置する三陸海岸地域からなる公園です。岩手県宮古市以北では、海食崖や段丘面からなる海成段丘が発達し、同市以南ではリアス海岸が広がるなど、豪壮かつ優美な自然海岸景観を有しています。

志津川湾奥の干潟群は、平成30年に公園区域拡張と海域公園地区指定が行われ、併せてラムサール条約湿地に登録された志津川湾の海域公園地区と一体となって、自然体験プログラムや地域密着型の調査研究が推進されている地域です。また、東日本大震災による津波の影響や復旧工事による攪乱を受けながらも大規模な干潟が残存・回復しており、近年の調査ではクダリボウズギスなどの干潟環境に依存する希少種の生息も確認されています。これらの湾奥部の干潟は、生物多様性や森里川海のつながりを支える重要な環境であるとともに、湿地の適切な保全と活用を通じた自然体験活動や環境学習の場としても重要な地域です。

このため、自然環境及び社会的条件の変化を踏まえ、志津川湾奥部において公園区域及び海域公園地区の拡張を行うとともに、地域における自然体験活動を一層推進するため、自然体験活動計画を追加するものです。

三陸復興国立公園



【今回の変更内容】

- ・ 公園区域の拡張
- ・ 志津川湾海域公園地区の拡張
- ・ 自然体験活動計画の追加（歌津・志津川・戸倉地区）

■変更案のポイント・詳細

①公園区域（海域）

拡張：宮城県本吉郡南三陸町 地先海面の一部 429ha

②保護規制計画

海域公園地区

拡張：志津川湾（宮城県本吉郡南三陸町 地先海面の一部） 429ha

③自然体験活動計画（新規追加）

- ・対象地域：三陸復興国立公園 南三陸金華山地域 歌津・志津川・戸倉地区
- ・詳細は原案のとおり。

【意見募集要領】

1. 問合せ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階／電話：03-5521-8279

イ 環境省東北環境局国立公園課

宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 6 階／電話：022-722-2870

2. 意見募集対象

三陸復興国立公園（南三陸金華山地域）の公園区域及び公園計画の変更案

資料名「三陸復興国立公園（南三陸金華山地域）公園区域及び公園計画変更書〔一部変更〕（環境省原案）」

3. 資料入手方法

変更案は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載するとともに、【1. 問合せ先】で閲覧することができます（※）。

※入館登録が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

4. 意見募集期間

令和 8 年 10 月 19 日（月）から同年 11 月 17 日（火）までの 30 日間

5. 意見提出先・提出方法

- ・下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を御提出ください。
- ・下記以外の方法（電話等）による御意見の御提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「意見募集案件」の一覧から「三陸復興国立公園（南三陸金華山地域）の公園区域及び公園計画の変更〔一部変更〕に関する意見の募集（パブリック・コメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞

- 〔1〕氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名）
- 〔2〕連絡先（郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス）
- 〔3〕御意見の概要

御意見が 100 字を超える場合は、御意見の概要（100 字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

- 〔4〕御意見及び理由

「三陸復興国立公園（南三陸金華山地域）の公園区域及び公園計画の変更案」に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に御記入ください。

（2）郵送の場合

御意見等を御記入の上、以下の宛先まで送付ください。なお、郵送の場合には封筒に赤字で「三陸復興国立公園（南三陸金華山地域）公園区域及び公園計画の変更への意見」と記載してください。

＜提出先＞

- ・ 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階
環境省自然環境局国立公園課 宛て

※御意見の提出に当たっての記入項目は、（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合の「＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞」を参照してください。

（３）電子メールの場合

電子メールアドレス：shizen-kouen@env.go.jp

※件名に必ず、「三陸復興国立公園（南三陸金華山地域） 公園区域及び公園計画の変更への意見」と記載してください。

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

※御意見の提出に当たっての記入項目は、（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合の「＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞」を参照してください。

（注意事項）

- ・ １つの意見フォームにつき１つの御意見を記載してください。
- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・ 皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

6. 留意事項

以下に該当する場合など、いただいた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 御意見の内容が、「三陸復興国立公園（南三陸金華山地域）の公園区域及び公園計画の変更案」と無関係な場合
- ・ 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・ 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・ 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・ 記載された情報が虚偽であると判明した場合

7. 提出された御意見の取扱い

提出された御意見については、その概要とそれに対する考え方を取りまとめて公表します。

8. 今後の主なスケジュール（予定）

- 令和 8 年 12 月頃 提出された意見の取りまとめ、公表
- 令和 9 年 2 月頃 中央環境審議会に変更案を諮問・答申
- 令和 9 年 3 月頃 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

以上